

令和7年度第2回千葉県教科用図書選定審議会

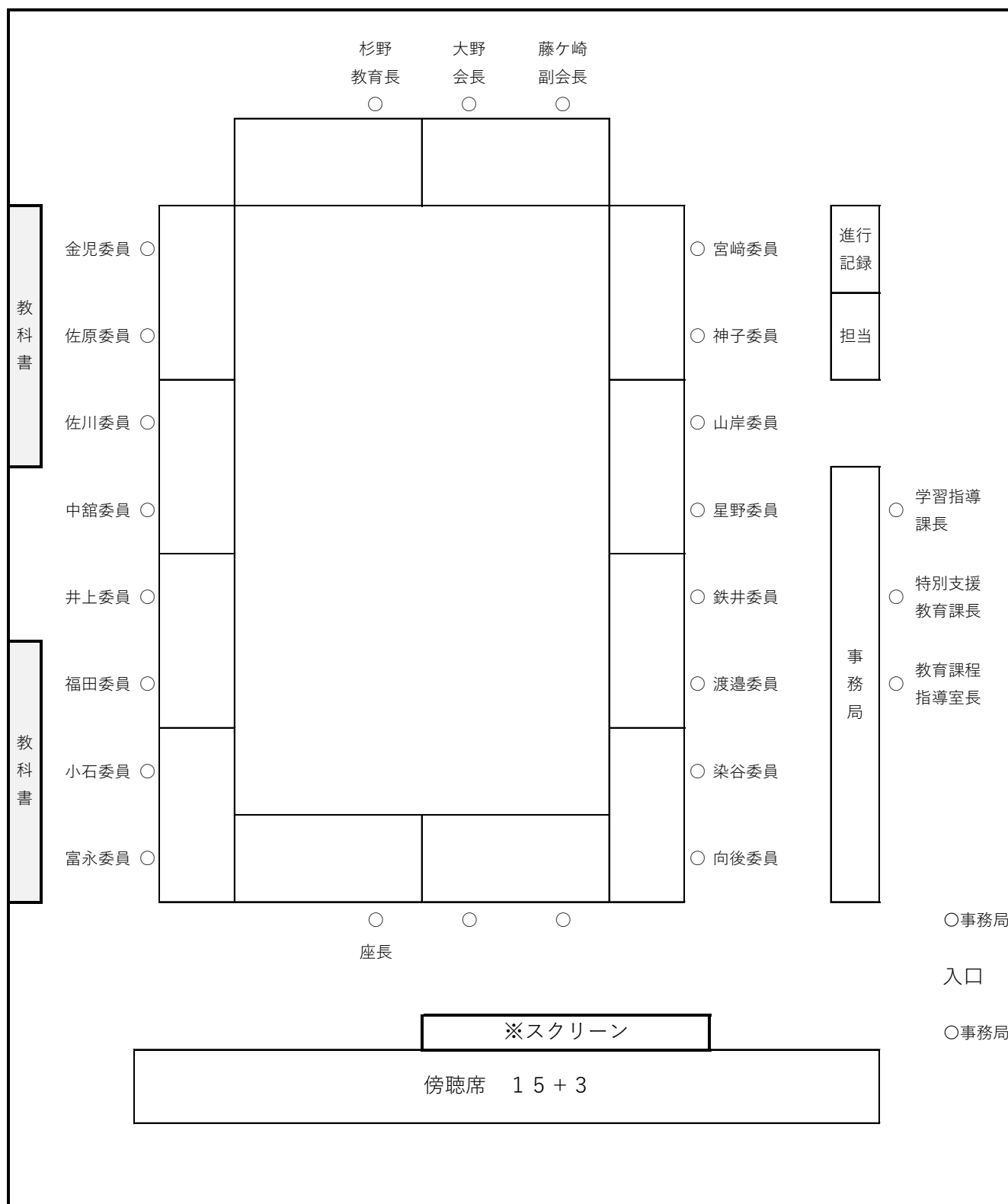
日 時 令和7年5月28日（水）
午後2時～午後4時
場 所 中庁舎9階企画管理部会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議の公開・非公開について
- 4 報 告
 - (1) 第1回千葉県教科用図書選定審議会について
 - (2) 専門調査員会における教科用図書の調査について
- 5 議 事
 - (1) 令和8年度使用教科書の採択に係る答申（案）について
 - (2) 令和8年度使用教科用図書選定資料（案）について
- 6 答 申
会長から教育長へ
- 7 閉 会

令和7年度 第2回千葉県教科用図書選定審議会座席表

教育庁企画管理部会議室



千葉県教科用図書選定審議会 宛て

令和7年4月22日收受 請願

件名：無償措置法に則った市町村教育委員会への教科書採択の指導・助言・援助を求める請願

【請願事項】

- (1) 市町村教育委員会が次年度に使用する教科書を採択するに当たり、採択に係る教育委員会会議を公開するよう指導、助言すること。また、傍聴に関するルールがないことを理由に非公開とすることのないよう、ルール（傍聴規定）作りを援助すること。
- (2) 単独採択地区においては選定委員会、共同採択地区においては採択地区協議会を公開するよう指導、助言すること。また、採択地区協議会の規約改正等の援助をすること。
- (3) 採択後、文部科学省への報告期限となる9月1日を待たずに、無償措置法15条「市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする」に則り、「採択したときは遅滞なく」公表するよう、市町村教育委員会を指導、助言すること。
- (4) 採択に係る資料等の公開に当たってはHP等を原則とし、デジタル化を推進するよう、市町村教育委員会を指導、助言、援助すること。